

特殊車両通行 ~~許可~~ 申請書 (新規)

令和5年4月3日

通行開始年月日	令和5年4月4日	〒187-0001			
通行終了年月日	令和7年4月3日	住所	東京都小平市大沼町4丁目27番地の8		
車種区分	新規開発 建設機械類	会社名・氏名	ネットクレーン株式会社		
車両番号等	車名及び型式	代表者名	町田幸夫	TEL	042-349-3561
多摩900さ247 他 1台	カトウ UDS-KRC011	担当者名	町田幸夫	TEL	042-349-3561
他 台		事業区分	その他A		
		積載 貨物	幅	高さ	長さ
			cm	cm	cm
		品名			

軸種数 1

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	25560 kg	388 cm	388 cm	25610 kg	1153 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	262 cm	347 cm	860 cm	12840 kg	6420 kg

通行区分	往復	通行経路数	2 経路
------	----	-------	------

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行 経路数	変更事由
新規時	-	-	-	-	-
前回	-	-	-	-	-

特殊車両通行 ~~許可証~~ 認定書

相国交対特車 第300154号

令和5年4月20日

申請のとおり ~~許可~~ 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書 の有効期間	自 : 令和5年4月20日	道路管理者 関東地方整備局長
	至 : 令和7年4月19日	

〔I〕許可証 (以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

- 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

〔II〕審査請求又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に、審査請求することができる (なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。) また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日 (当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる (なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

条件書

相国対特車 第300154号
許可年月日 令和5年4月20日
道路管理者 関東地方整備局長
印

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行（注）をすること。
（注）徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
〔申請経路全路線 但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く 〕

2. 通行経路のうち、次の区間の橋梁等を通行するときは、
① 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。
② ①のため、許可車両の後方に1台の誘導車（注）を配置し通行すること。
（注）特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに記載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。

〔別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所 〕

3. 次の屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。
〔申請経路全路線 但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く 〕

4. 次の区間の交差点を左折又は右折するときは、
① 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。
② ①のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
〔別紙「C・D条件箇所一覧」の箇所 〕

5. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。
〔申請経路全路線 〕

6. 通行時間は、0時から24時までとする。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

7. 道路工事、災害発生等によって、通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

8. その他

〔上記条件のほか、別添個別協議回答書にある道路管理者からの通行条件・指示・時間に従い通行すること。〕

車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。

車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更申請を行い許可を受けること。

バン形状以外のトレーラを許可対象車として運用するための「自主基準」を遵守すること。

スタンション型のセミトレーラ連結車で分割可能な貨物を積載する場合は、必ずスタンションを装着すること。 〕

※通行の際の注意事項は、別紙参照のこと。

※幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。

- ・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン（最左側レーン）を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。
- ・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路（株）の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。
- ・広島高速道路を通行する場合、特大車レーン（幅広ブース）を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。

〔通行の際の注意事項〕

1. 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について（公財）日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
2. 許可証に記載された事項に違反して車両を通行させたときは、許可を取消されることがある。
3. 通行にあたっては、常に、許可証を備え付けておくこと。ただし、許可の更新又は変更によって許可を受けた場合には、当該更新又は変更の前の許可証も合わせて備え付けておくこと。
4. 取締りにおいて、道路監理員等から許可証の提示を求められた場合において、許可証その他の書面を備え付けているときは、運転者等が自ら直ちに当該経路に関する当該許可証その他の書面を提示し、電子計算機その他の機器を備え付けているときは、運転者等が自ら操作して、直ちに映像面に明瞭な状態で、許可証の内容を提示すること。
5. 許可車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路占用物件等に損傷を与えた場合は、すみやかに道路管理者又は道路占用户者に連絡すること。
6. 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等をいう。）については、この許可の対象とはならない。
7. 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。

車両内訳書

受付許可番号	相国交対特車 第300154号
--------	-----------------

軸数：2軸、トラック前1軸（T1.1）

整理番号	区分	車名	型式	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号
1	単車	タダノ	YDS-T012	多摩900さ246				
2	単車	カトウ	UDS-KRC011	多摩900さ247				

(注)整理番号は車両の諸元に関する説明書の整理番号と一致する。

通行経路表

枚数順番号	1
-------	---

受付許可番号：相国対特車 第300154号

大型車誘導区間完結：

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
1	往復	東京都福生市米軍横田基地内 NIPPO作業所	東京都東大和市清原1-1-1他 岩浪建設(株)都住作業所

路線名	-	一般国道 16号線	一般都道府県道 東京都16号線 羽村瑞穂線	主要地方道 東京都5号線 新宿青梅線
交差点名	五日市街道入口 # 5 3 3 9 4 2 0 2 5 3	南平 # 5 3 3 9 5 2 0 5 4 5	箱根ヶ崎 # 5 3 3 9 5 2 0 0 7 6	清水五丁目 # 5 3 3 9 4 3 2 3 7 6

路線名	東大和市道 3	東大和市道 4	東大和市道 133	東大和市道 133
交差点名	# 5 3 3 9 4 3 0 8 1 8	# 5 3 3 9 4 3 0 8 1 2	# 5 3 3 9 4 3 1 8 9 7	# 5 3 3 9 4 3 0 7 5 4

路線名	道路法適用外道路			
交差点名	(目的地)			

C・D条件箇所一覧

枚数順番号

1

受付許可番号: 相国対特車 第300154号

軸数: 2軸、トラック前1軸 (T1.1)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	東京都福生市米軍横田基地内 NIPPO作業所	東京都東大和市清原1-1-1他 岩浪建設(株)都住作業所	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
橋梁	C	東京都 北多摩北部建設事務所	主要地方道 東京都5号線 新宿青梅線	三ツ木	往復	青岸橋	# 5 3 3 9 5 2 0 7 2 1	中原	～	三ツ木 # 5 3 3 9 5 3 0 8 5 2	三ツ木
							-		～	-	
交差点	C	東京都 北多摩北部建設事務所	市町村道 東大和市3号線 東大和市道第3号線	清水 5丁目	往	清水五丁目 # 5 3 3 9 4 3 2 3 7 6	-	-	～	-	-
									～		